

(仮称)千代田 PA スマートインターチェンジ地区協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、「(仮称)千代田 PA スマートインターチェンジ地区協議会」(以下、「地区協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 地区協議会は、スマートインターチェンジ整備事業制度実施要綱(令和元年9月30日国土交通省道路局)に基づき、(仮称)千代田 PA スマートインターチェンジ(以下、「スマート IC」という。)の設置に向け、必要な検討・調整を行うとともに、当該スマート IC 供用後も継続して、その管理・運営形態等について、定期的にフォローアップすることを目的とする。

(検討・調整事項)

第3条 地区協議会は、前条の目的を達成するために、主に次に掲げる検討・調整を行うものとする。

- ① 当該スマート IC の社会便益に関すること。
- ② 当該スマート IC 及び周辺道路の安全性に関すること。
- ③ 当該スマート IC の設置に伴う高速道路の利用交通量の変化に関すること。
- ④ 当該スマート IC の構造及び整備方法に関すること。
- ⑤ 当該スマート IC の管理・運営方法に関すること。
- ⑥ 当該スマート IC の利用促進方策に関すること。
- ⑦ 広域的検討結果の反映に関すること。
- ⑧ その他当該スマート IC を設置・管理・運営する上で必要な事項に関すること。

(フォローアップ)

第4条 地区協議会は、スマート IC の供用後も継続して、その社会便益・安全性・利用交通量・管理・運営形態・利用促進方策等について、定期的にフォローアップし、必要に応じて見直すものとする。フォローアップは、供用後1年経過後速やかに1回実施し、以後必要に応じて実施するものとする。

(組織等)

第5条 地区協議会は、会長及び委員(以下、「委員等」という。)によって、別表に掲げる者により構成する。

- 2 会長は、かすみがうら市長をもって充てる。
- 3 副会長は、かすみがうら市都市建設部長をもって充てる。
- 4 委員は、地区協議会の了解を得て、随時増減できるものとする。
- 5 地区協議会は、必要に応じ、部会を設置することができる。

(会長等の職務)

第6条 会長は、地区協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会議に出席できない相当の理由があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第7条 委員等の任期は、地区協議会の存続期間とする。なお、異動等に伴う委員等の変更は、特別な事由がある場合を除き、各機関の前任者から引き継ぐものとする。また、委員等が変更した場合、事務局まで報告するものとする。

(会議)

第8条 会議は、必要に応じ、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、第3条に掲げる事項について審議し、決定する。

3 会議は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

4 委員は、やむをえない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第9条 地区協議会の事務を処理するため、かすみがうら市市長公室政策経営課に事務局を置き、運営に要する経費はかすみがうら市の負担とする。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第10条 この規約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、地区協議会で協議の上、処理するものとする。

(附 則)

1 この規約は、令和4年8月29日から施行する。

（仮称）千代田PAスマートIC地区協議会名簿

所属・役職
かすみがうら市長
国土交通省 関東地方整備局 道路部 道路計画第二課長
国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所長
東日本高速道路株式会社 関東支社 総合企画部 総合企画課長
東日本高速道路株式会社 関東支社 管理事業部 管理事業統括課長
東日本高速道路株式会社 関東支社 つくば工事事務所長
東日本高速道路株式会社 関東支社 谷和原管理事務所長
茨城県 土木部 道路建設課長
茨城県 土浦土木事務所長
茨城県 警察本部 交通部 交通規制課長
茨城県 警察本部 交通部 高速道路交通警察隊長
茨城県 土浦警察署長
かすみがうら市 市長公室長
かすみがうら市 都市建設部長